

よくあるご質問

# FAQ

(県伴走物価高)

## 物価高騰対策等総合支援特別融資 保証制度

～ 令和5年奥能登地震に対応した特例措置に関するFAQ～

令和5年7月1日

 石川県信用保証協会

# 目次

- ✓ 制度概要 P 3~4
- ✓ 申込準備 P 5~6

＼ WEB相談受付中／  
詳しくはこちらをクリック 

お問い合わせ先  
事業部 076-222-1522

Q1. 珠洲地震特例対応のポイントについて教えてください

A1.

県伴走（物価高）制度の要件に合致し、**加えて珠洲市の発行する「被災証明書（罹災届出証明書）もしくは「罹災証明書」の提出があれば、震災に伴う事業資金について、県伴走（物価高）を利用しつつ、5年間、事業者さまの利息負担をなしにできます。**

また、5年間の金利支払い相当分は県から金融機関へ直接交付されますので、事業者さまが利息を立て替える必要もありません。

したがって、事業者さまにとっては「保証料なし」「5年間金利支払いなし」「元金返済も最大5年間据え置き可能」といった点がメリットになります。  
(6年目以降は、通常通り1%の金利負担が発生します。)

# 制度概要

Q2. 通常の県伴走(物価高) 制度と異なる点がありますか？

A2. 「被災証明書または罹災証明書があれば、震災に伴う事業資金については、5年間事業者の利息負担がない」という点だけが異なります。  
利用要件（売上等減少などの一定要件）や融資条件（限度額、期間など）はすべて同じです。

Q3. 借換は無利子の対象となりますか？

A3. 資金使途に借換が含まれる場合、無利子の対象にはなりません。  
新規融資のみが無利子の対象です。

Q4. セーフティネット4号認定を利用する場合、新型コロナ関連の認定は使えますか？

A4. 珠洲地震関連の認定に限らず、新型コロナ関連の認定であってもご利用可能です。

## Q5. 被災証明書、罹災証明書とは何ですか？

- A5. 被害を受けた場所の自治体に申請することで取得できます。  
この度の無利子特例は、**珠洲市が発行する「被災証明書（罹災届出証明書）」**または  
**「罹災証明書」**のいずれかを有していることで対象になります。  
(被災対象が**珠洲市内の事業所や事業用資産**であることに限ります)

被災証明書と罹災証明書の違いは下記を参考にしてください。



被災対象が「住宅」の場合

➔ 「罹災証明書」

※自治体が現地調査により被害程度の認定をします。



被災対象が「住宅以外」の場合

➔ 「被災証明書」 (珠洲市では罹災届出証明書になります)

※自治体に届け出たことの証明。被害程度の認定なし。

(例)

- ・住宅以外の不動産（店舗、倉庫、カーポートなど付帯設備）
- ・動産（自動車、商品、機械など）
- ・人的被害など

Q6. 申し込み期間はいつまでですか？

A6. 令和5年7月1日から令和6年3月31日付保証申し込み受付分までです。

Q7. 申し込み期間前（令和5年6月30日以前）に融資実行したのについては対象外ですか？

A7.

令和5年5月5日から令和5年6月30日までの間に、県伴走（物価高）制度にて融資実行された場合につきましては、被災証明書または罹災証明書を追送いただければ、さかのぼって無利子適用が受けられます。